

平成30年度 優秀種雄牛造成推進事業補助金

評価表 NO.

33

所管部課名	農林水産部 畜産課		担当者	高原 幸浩				
事務事業名	優秀種雄牛造成推進事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱等							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成30年度 予算額	1,300 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	子牛セリ市平均価格		薩摩中央家畜市場平均		平成35年度			
成果指標②	子牛セリ市価格全国ランキング		全国3位以内		平成35年度			
補助対象者	北さつま農業協同組合							
補助対象経費	薩摩地区肉用牛改良委員会（事務局：JA北さつま）が決定したさつま町及び本市内で飼養管理されている若い優秀な種雄牛の早期造成のための試験種付により受胎確認できた繁殖雌牛に対し交付する。							
補助対象事業・活動の内容	若い種雄牛の試験種付を実施し、優秀な種雄牛を早期に造成することで地域肉用牛の改良増殖を推進する事業							
補助金額又は補助率	10,000円/頭							
上記項目の積算方法								
補助を受ける 3年間の事業 （団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	2,448,000	48.0%	2,760,000	48.0%	2,208,000	48.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	1,428,000	28.0%	1,610,000	28.0%	1,288,000	28.0%
		寄付金・その他助成	1,020,000	20.0%	1,150,000	20.0%	920,000	20.0%
		市補助金	1,020,000	20.0%	1,150,000	20.0%	920,000	20.0%
		生産者負担金	1,632,000	32.0%	1,840,000	32.0%	1,472,000	32.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,100,000	100.0%	5,750,000	100.0%	4,600,000	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		試験種付補助金	5,100,000	100.0%	5,750,000	100.0%	4,600,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,100,000	100.0%	5,750,000	100.0%	4,600,000	100.0%
	支出計/前年度支出計				112.7%		80.0%	
	自己資金/前年度自己資金				112.7%		80.0%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		102		115		92		
成果指標の推移①		636,927		726,597		728,514		
成果指標の推移②		3位		3位		3位		
特記すべき事項等	【前回評価】	平成27年度「現状のまま継続」 ・実績報告書の収支精算書については、項目名や内訳などわかり易い表現に改善するよう指導されたい。						
	【前回評価への回答】	実績報告書の収支精算書の収入区分の記載見直し（基金→生産者負担金）						
	【事業のPR方法】	各地域での総会、事業説明会を活用して周知						
	【費用対効果】	子牛セリ市価格全国ランキングでは、H25年度1位それ以降は全国3位を堅持						
	【補助事業以外の事業】	子牛預かり施設管理事業運営補助金、特別農協有牛導入等事業利子補給金 口蹄疫経営維持緊急資金利子補給金、畜産特別資金利子補給金						
【その他】	平成29年度全国和牛能力共進会宮城大会で、鹿児島県が総合優勝「日本一」							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業による若い種雄牛を早期に発掘することが薩摩中央家畜市場における子牛価格（評価）の全国トップレベルを堅持している要因になっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	全国有数の優秀な子牛の産地を維持していくためには、次世代の主力となる種雄牛の早期発掘を継続的にしていくことが、産地としての市場評価が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	試験種付に助成することで、優秀種雄牛の早期発掘（成績把握）が促進され、購買者ニーズに合った子牛生産により、子牛価格の高値で取引が可能となる。子牛セリ市価格全国ランキング3位を堅持。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	種雄牛管理者・農協・生産者・薩摩川内市（さつま町）の補助で事業実施しており、市場開催権者である農協が事業主体となることが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	優秀種雄牛造成推進事業補助金交付要領に規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	4者一体となった取組みの評価が高く、優秀種雄牛を早期発掘し、優良子牛を安定的に供給していくために、引き続き補助を続けていく必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市場開催権者、現地指導等の総括である農協が、畜産振興の中核となり、各種事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	試験種付で生産された若い種雄牛産子は販売価格において、実績がないことからリスクが高く、4者一体となった取組み等もあり、購買者からからの産地としての市場評価も良好である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	早期種雄牛造成の目的で協力農家に対しての試験種付けにより、受胎確認できた繁殖牛にのみ対し交付しており、事業主旨に合致しており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 市場に上場される子牛は、血統構成で市場評価が大きく左右される。また、種雄牛造成には長期間を要することから、種雄牛管理者を含め、生産者等の関係者が一体となって取り組むことが必要不可欠である。市場の産地育成・形成の継続が、購買者からの評価へ直結するため、農家の所得安定のためにも、現状のまま継続したい。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

優秀種雄牛造成推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる優秀種雄牛造成推進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 優秀種雄牛造成推進事業補助金に係る補助事業等は、若い優秀な種雄牛の試験種付けの実施によるものであること。

(補助金の額)

第3条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、1頭当たり10,000円とする。

(補助対象経費)

第4条 優秀種雄牛造成推進事業補助金は、肉用牛改良委員会が決定したさつま町及び本市内飼養の若い種雄牛の試験種付けにより受胎確認ができた繁殖牛に対し交付する。

(交付の申請)

第5条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に優秀種雄牛造成推進事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該事業対象牛の試験種付けを実施したことがわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市畜産農家の経営の安定をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 優秀種雄牛造成推進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 優秀種雄牛造成推進事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 優秀種雄牛造成推進事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。